

小矢部市中小企業等GX推進補助金

申請の手引き

【重要：申請をお考えの皆様へ】

本補助金は、「交付決定通知書」がお手元に届く前に、発注・契約・着工した事業は対象になりません。

(事後申請は一切認められません。必ず市の決定を受けてから工事に着手してください。)

1. 事業の目的

原油価格・物価高騰の影響を受けている市内中小企業者等の皆様に対し、エネルギー消費効率の高い（省エネ性能の高い）設備への更新費用の一部を助成します。

これにより、事業者の皆様の「エネルギーコスト（光熱費）の削減」と、地域の「脱炭素化（GX）」を同時に推進することを目的としています。

2. 補助対象者

以下の【対象となる事業者】の要件をすべて満たし、かつ【除外要件】に該当しない方が対象です。

【対象となる事業者】

1. 市内事業者であること

- 市内に事業所（店舗、工場、事務所等）を有し、実質的な事業活動を行っていること。
- 法人にあつては市内に本店または支店登記があること。個人事業主にあつては市内に住民登録があること。

2. 中小企業者等であること

- 中小企業基本法に定める中小企業者（会社および個人事業主）。
- 下表の「資本金」または「従業員数」のいずれかを満たす方が対象です。

▼ 中小企業者・小規模事業者の定義（補助上限額に関わります）

業種	中小企業者（次のいずれかを満たすこと	小規模事業者（右記の従業員数以下
----	--------------------	------------------

製造業、建設業、運輸業、その他	資本金 3 億円以下 / 従業員 300 人以下	20 人
卸売業	資本金 1 億円以下 / 従業員 100 人以下	5 人
サービス業	資本金 5 千万円以下 / 従業員 100 人以下	5 人 (※注 1)
小売業 (飲食含む)	資本金 5 千万円以下 / 従業員 50 人以下	5 人

(※注 1) 宿泊業・娯楽業の方へ (特例)

「宿泊業」(旅館・ホテル等)および「娯楽業」については、小規模事業者の判定基準を「従業員 20 人以下」とします(製造業等と同じ扱いとなります)。

※「常時雇用する従業員」のカウント方法

- 会社役員、個人事業主本人、同居の家族従業員は含みません。
- 2ヶ月以内の短期雇用者や、季節的労働者は含みません。
- パート・アルバイトの方は、労働時間が正社員の 3/4 以上の場合にカウントします。

3. 市税の滞納がないこと

※農林水産業(農業・林業・漁業)の方へ

原則として対象外ですが、生産活動(ビニールハウス等)ではなく、「加工場(製造業)」や「直売所(小売業)」などを併設して事業を行っている場合は、当該施設の設備更新に限り対象となります。

【対象とならない事業者(除外要件)】

以下のいずれかに該当する場合は申請できません。

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業等を営む者
- 宗教活動または政治活動を目的とする者
- 暴力団員または暴力団密接関係者
- 本事業と同一の経費について、国、県、または他の団体から別の補助金等を受けている(受ける予定がある)者

※国の「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」等との併用はできません)

3. 補助金額と補助率

かかった経費（税抜）の $2/3$ を補助します。

発注先（契約・支払先）が「市内」か「市外」かによって、補助上限額が異なります。

申請者の区分	① 市内事業者への発注	② 市外事業者への発注 (ネット通販・市外業者)
小規模事業者	上限 25万円	上限 12.5万円
中小企業者	上限 50万円	上限 25万円

- ※千円未満切り捨て
- ※発注先が混在する場合：1社でも市外事業者（ネット通販等含む）が含まれる場合は、低い方の「②市外事業者への発注」の上限額が適用されます。
- ※「市内事業者」への発注とは、市内に本店、支店、営業所等の事業所を有し、当該事業所において実質的な契約および支払いが行われるものを指します（本社の所在地は問いません）。

4. 補助対象となる事業（設備の更新）

以下の設備を、要件を満たす新品に「更新（入れ替え）」する事業（遮熱塗装などの省エネ改修を含む）が対象です。

【対象設備および要件一覧】

区分	対象となる設備	要件・基準
1. 空調設備	エアコン	以下のいずれかを満たすもの。 (1) 統一省エネラベルの多段階評価点が3.0以上（★3以上） (2) トップランナー基準（目標年度2015年度以降）の達成率が100%以上 (3) グリーン購入法適合品

		※室外機、室内機、リモコン等のセット更新に限る。
2. 冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 ショーケース	以下のいずれかを満たすもの。 (1) 統一省エネラベルの多段階評価点が 3.0 以上 (★3 以上) (2) トップランナー基準 (目標年度 2016 年度以降) の達成率が 100%以上 (3) グリーン購入法適合品
3. 照明設備	LED 照明器具	以下のいずれかを満たすもの。 (1) 統一省エネラベルの多段階評価点が 3.0 以上 (★3 以上) (2) グリーン購入法適合品 ※器具ごとの交換に限る (管球のみは不可)。 ※誘導灯、非常灯は対象外。 ※既存の LED 照明からの交換は対象外です。
4. 給湯設備	高効率給湯器	以下のいずれかに該当し、かつグリーン購入法適合品であるもの。 (1) エコキュート (2) エコジョーズ (3) エコフィール (4) ハイブリッド給湯器 ※ただし、家庭用 (住宅用) として設計・販売されているものは除く。
5. 産業用設備	高効率空気圧縮機 (エアーコンプレッサー)	以下のいずれかを満たすもの。 (1) SII の「ユーティリティ設備」登録型番のもの。 (2) インバータ制御機能を搭載しているもの。

6. 電気設備	変圧器 (トランス)	以下のいずれかを満たすもの。 (1) トップランナー基準 (目標年度 2026 年度) の達成率が 100%以上 (2) グリーン購入法適合品
7. その他	遮熱塗装	以下のいずれかを満たすもの。 (1) 使用する塗料の全日射反射率 (近赤外線領域) が 50%以上であること。 (2) グリーン購入法適合品 ※屋根または屋上に塗装するもののみ対象。外壁への塗装は対象外。

【対象外となるケース (重要)】

- × 新規設置・増設 (部屋を増やした、エアコンの台数を増やした等)
- × 修理・部品交換 (室外機のみ交換、照明のランプのみ交換等)
- × 故障して動かない設備、使用していない設備の更新 (※現に稼働している設備のみ対象です)
- × 中古品・リースによる導入
- × 消耗品等 (設置後のメンテナンス用品、事務用品、リモコン用の乾電池等)
- × 申請後に取得した設備の更新 (これから物件を借りる場合など)

5. 手続きの流れ

【申請受付期間】

令和8年3月13日 (金) ~ 令和8年12月25日 (金)

※ただし、期間内であっても予算の上限に達し次第、受付を終了します (先着順)。

※12月中に申請された場合でも、令和9年2月28日までに事業を完了 (実績報告) できない場合は対象となりませんので、余裕をもって申請してください。

1. 【事前準備】

- 見積書の取得、カタログの準備、更新前の設備の写真撮影
- **【重要】** 見積依頼時に販売店等へ「**廃棄を証明する書類 (家電リサイクル券又は産業廃棄物管理票)**」が必要であることを伝えてください。(※遮熱塗装の場合は不要)

2. 【交付申請】

- 市へ申請書類を提出（オンライン申請、郵送又は持参）
 - 3. **【審査・交付決定】**
 - 市から「交付決定通知書」が届きます（申請から約2週間程度）。
 - 4. **【発注・契約・工事】**
 - 必ず「決定通知」が届いてから契約・発注してください。
 - 工事を行い、代金を支払います。
 - 必ず工事業者に廃棄を証明する書類の発行を依頼してください。（証明書類がない場合は補助金を交付することができません）
※遮熱塗装など廃棄を伴わない事業の場合は証明書類の必要はありません。
 - 5. **【実績報告】**
 - 事業完了後、30日以内（または令和9年2月28日までに）報告書を提出。
※令和9年2月28日までに「口座からの引き落とし」が完了している必要があります。クレジットカード払いの場合、引き落とし日にご注意ください。
 - 6. **【確定・請求・入金】**
 - 市が報告書を審査し、確定通知を送付。その後、指定口座へ振り込みます。
-

6. 申請に必要な書類

A. 交付申請時（工事の前）

1. 交付申請書（様式第1号） ※押印不要
2. 見積書の写し
 - 「一式」ではなく、機器費・工事費・撤去費等の内訳が分かるもの。
※募集開始日（3月13日）より前に取得した見積書でも有効です。
3. 導入設備のカタログ等の写し
 - メーカー、型番、省エネ性能部分をマーキングしてください。
4. 設置場所の現況写真（カラー）
 - 「更新前の設備」が設置されている状況が分かる写真。
※設備の位置や設備全体が確認できる写真。（遮熱塗装の場合は、施工前の屋根全体の写真）
5. 設置場所の配置図（手書き可）
 - 建物のどこに設置するか（どの部屋のエアコンを変えるかなど）を図示したもの。
6. 常時雇用する従業員の名簿（任意の様式）
 - ※「中小企業者（補助上限50万円）」として申請する場合のみ必要です。
 - ※「小規模事業者（補助上限25万円）」として申請する場合は、添付不要です。
 - ※氏名のみ記載で構いません。
7. 市税の完納証明書（オンライン申請の場合は写しで可）
 - ※発行から1ヶ月以内のもの。税務課窓口で取得してください。
8. （法人の場合）履歴事項全部証明書
 - ※申請書に法人番号を記載すれば添付不要です。

（個人の場合）以下のいずれか1点

 - ・商工会加入証明書

・直近の確定申告書（第一表）及び収支内訳書の写し

B. 実績報告時（工事・支払の後）

1. 実績報告書（様式第5号）※押印不要
2. 請求書の写し
 - 宛名は「申請者名」であること。
 - 型番、工事費内訳、購入店舗等の所在地が確認できるもの。
3. 支払いを証する書類の写し（領収書、購入店舗等への振込が確認できる書類）
 - 領収書、購入店舗等への振込が確認できる書類等
 - ※プレミアム付商品券やポイントでの支払いはできませんのでご注意ください。
4. （クレジットカード払いの場合）利用明細と引き落とし口座の通帳
注意：クレジットカードの利用明細だけでは不可。通帳からの引き落とし日が事業完了期限（2月28日）を過ぎる場合は、補助対象外となります。
5. 振込先口座の通帳の写し（必須）
 - 表紙の裏面（カナ名義、口座番号が記載されたページ）。
 - ※振込ミス防止のため、全申請者に提出をお願いしています。
6. 工事完了後の写真（カラー）
 - 設置状況（全体）と、銘板（型番・製造番号・製造年式等）のアップ。
 - 遮熱塗装の場合は、「施工後の屋根全体」と「使用した塗料缶（製品名・ラベルが分かるもの）」
7. 【重要】廃棄を証明する書類の写し
—以下のいずれかの書類を工事業者からもらってください—
 - 家電製品の場合：家電リサイクル券（排出者控）
 - 業務用機器等の場合：産業廃棄物管理票（マニフェスト）のE票
 - ※「E票」が手元に届くまで1~2ヶ月かかる場合があります。工期にご注意ください。
 - ※遮熱塗装など、既存設備の撤去を伴わない場合は提出不要です。
 - ※「下取り」等で再販・再利用された場合は対象外となります。

【お問い合わせ・申請窓口】

〒932-8611 小矢部市本町1-1
小矢部市役所 商工立地振興課
電話：0766-53-5839
受付時間：平日 8:30~17:15

【参考】 省エネ基準・適合マークの確認方法

本補助金では、カタログや製品ラベル等で以下のマークや記載があるものを対象としています。 機器選定の際の参考にしてください。

1. 統一省エネラベル（主に家庭用製品）

家電量販店やWebサイト等で表示されているラベルです。 本補助金では、「多段階評価点（★の数）」が 3.0 以上 のものが対象です。

【確認ポイント】

大きな★の数を確認してください（3.0 以上なら OK）。

「省エネ基準達成率（%）」だけの表示の場合も、100%以上であれば概ね★3.0 相当となりますが、確実な判定のため★の数をご確認ください。

2. 省エネ性マーク（e マーク）（主に業務用製品）

カタログのスペック表などに記載されているマークです。「省エネ基準達成率」が 100%を超えているかどうか色が分かります。

- ・ 緑色のマーク（達成率 100%以上）： ○ 対象です *
- ・ オレンジ色のマーク（達成率 100%未満）： × 対象外です

3. グリーン購入法適合品（すべての製品）

国が定める環境基準をクリアした製品です。 統一された公式ラベルはありませんが、各メーカーのカタログや仕様書には、独自の「適合マーク」や「文字」で記載されています。

【カタログでの記載例】

- ・ 「G マーク」： 緑色の丸や四角に「G」の文字が入ったマーク
- ・ 文字記載： スペック欄に「グリーン購入法適合」「グリーン購入法」「適合」など記載

【迷ったときは？】

カタログを見てもよく分からない場合は、販売店や工事業者に「これはグリーン購入法に適合していますか？」と確認し、適合していることが分かる資料（仕様書など）をもらってください。